

特記仕様書

(1) 提出物

- ・ 各回の作業が終了した際には、直ちに以下の書類を提出すること。
 - ① 作業完了報告書（様式4）
 - ② 作業写真帳
 - ③ 刈り草を自ら堆肥化する場合は、刈草受領書（様式10）
 - ④ 刈り草を公共の焼却場及び民間の一般廃棄物処分の許可業者で処理した場合は、受け入れ伝票の写し

(2) 写真

- ・ 着手前において、起点、中間点、終点より全景を撮影すること。
- ・ 作業中において、各作業の状況が判るように、撮影すること。
- ・ 完了時において、起点、中間点、終点より全景及び刈高の判る写真を撮影すること。
- ・ その他、路面や道路構造物等に関する異常を発見した場合は撮影すること。
- ・ 撮影した写真は項目別に整理し、実施回ごとに提出すること。

(3) 作業

- ・ 草刈りについては、契約期間内を通じて地元から苦情のないように適切な時期に実施する。（最低2回以上）
- ・ 草刈りにあわせて、空き缶等の廃棄物を除去する等の清掃を行うこと。
- ・ 草刈機を使用する場合は、飛び石による事故を防止するため「建設機械施工安全技術指針」第90条に従い、事前に浮石やゴミ等の異物を除去する。
- ・ 草刈機を使用する場合は、作業員の安全性を確保するため「林業・木材製造業労働災害防止規程」第246条に従い近接作業を行わない。
- ・ 草刈機を使用する場合は、飛散物から目を守るため「林業・木材製造業労働災害防止規程」第256条に従い防護眼鏡を装着すること
- ・ 草は、地面から10cm程度以下に刈り取ること。
- ・ 草刈り後において、降雨が予想される場合には、作業時も刈り草を流されないよう速やかに処理を行うこと。
- ・ 処理区域の集草をくまで等により行い、極力刈り草が残らないようにすること。
- ・ 作業においては、第三者に危害を与えないよう安全管理に注意を払うこと。
- ・ 作業中は交通監視員を設けるなど、歩行者や車両等に注意を払い交通事故のないよう十分注意すること。また、交通誘導員を建設事務所が別途確保する場合は、関係者と調整し円滑な作業の実施に努めること。

(4) 刈り草の処分

- ・ 作業実施計画書のとおり処分することを原則とするが、やむを得ず変更する場合は監督員と協議をして決定すること。
- ・ 自ら堆肥化する場合は、搬入先の土地所有者との間に刈草受領書（別紙様式10）を取り交わし、写しを監督員に提出すること

(5) その他

- ・ 粗大ゴミを発見した場合は委託者（所長）に報告し、指示を受けること。
- ・ 作業に着手する前に作業開始予定日と完了予定日を委託者に連絡すること。
- ・ 作業にあたり、本契約において傷害保険と賠償責任保険に加入する場合は、証書の写しを監督員に提出すること。
- ・ 不明な点は、委託者（所長）と協議して決定すること